

会 議 録

会 議 名	第 3 2 期小金井市公民館運営審議会第 1 4 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	平成 2 7 年 1 月 2 2 日 (木) 午前 1 0 時から 1 1 時 4 5 分		
開 催 場 所	公民館本館学習室 A B		
出 席 委 員	藤井委員長 佐々木副委員長 今城委員 亙理委員 山田委員 小島委員 立川委員 宮澤委員 清水委員 神島委員		
欠 席 委 員			
事 務 局 員	前島公民館長 山崎庶務係長 若藤事業係長 大野主査 松本主査 和田副主査		
貫井北分館事業 運営受託者	N P O 法人 市民の図書館・公民館こがねい 村山貫井北分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	0 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 公民館業務の見直しについて</p> <p>(2) 都公連委員部会研修会及び運営委員会について</p> <p>(3) 公民館事業の報告について</p> <p>(4) その他</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 平成 2 7 年度科学の祭典の日程について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 三者合同研修会について</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 公民館事業の計画について</p> <p>(2) 小金井市公民館手帳(案)について</p> <p>3 配付資料</p> <p>(1) 公民館事業の計画・報告</p> <p>(2) 委員部会研修会 (案内)</p> <p>(3) 委員部会運営委員会記録</p> <p>(4) 三者 (公運審、企画実行委員、職員) 合同研修会 (案内)</p> <p>(5) 答申書 (写)</p> <p>(6) 小金井市公民館手帳 (案)</p> <p>(7) 三者合同会議 (研修会) (第 1 2 回公運審会議録)</p> <p>(8) 第 1 3 回公民館運営審議会会議録</p> <p>(9) 月刊こうみんかん 1 2 月、1 月号</p> <p>(10) きたまち空間 8, 9, 10 号、KITAMACHI ユース 6, 7, 8 号</p>		

## 会 議 結 果

- 藤井委員長 委員がそろいましたので、第14回の審議会を始めたいと思います。それでは館長からお願いいたします。
- 前島公民館長 委員全員 山崎庶務係長 それでは、第13回の会議録のご承認をお願いいたします。  
（「はい」うなずく）
- 第12回の会議録は研修会でございましたので、発言者及び講師のご承認を得て、既にホームページに掲載されておりますので、ご了承願います。配付資料のご説明をいたします。
- 通常の定例会が10月以降ございませんでしたので、例月より多くございます。すでに送付済みのものとして、公民館事業の計画、公民館事業の報告、委員部会研修会（案内）、委員部会運営委員会記録、三者（公運審、企画実行委員、職員）合同研修会（案内）、答申書（写）、小金井市公民館手帳（案）、三者合同会議（研修会）（第12回会議録）、第13回会議録、月刊こうみんかん12月号、きたまち空間8,9,10号、KITAMACHI ユース6,7,8号です。
- 本日配付しましたのは、月刊こうみんかん1月号です。以上ご確認の上、不足がありましたら、お申し出ください。以上です。
- 藤井委員長 皆さん、手元に、今日の膨大な資料が行っていると思います。
- 1 報告事項  
(1) 公民館業務の見直しについて
- 藤井委員長 それでは、まず、報告事項から始めていきたいと思います。
- (1)公民館業務の見直しについて。これにつきましては、昨年12月に公運審の答申書を提出しまして、その後、約1カ月以上たちましたので、その後の進捗状況を中心に、ご報告をお願いできますか。
- 前島公民館長 はい。では、報告事項の(1)公民館業務の見直しについて、ご報告いたします。
- このご報告に当たりまして、ちょっと頭がいっぱいになって、皆さんに、ご挨拶するのを忘れてしまいました。申しわけございません。改めまして、おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
- 藤井委員長 お願いいたします。
- 前島公民館長 皆さん、ほんとにお忙しい中、お集まりいただき、フルメンバーということで、感謝申し上げます。
- それでは、ご報告させていただきます。
- NPOの東センターへの委託拡大については、一刻も早く良質な図書館も含め公民館サービスを多くの方に享受していただきたいという思いから、平成27年4月を目指し、貫井北センター事業運営委託についての評価、貫井北センター利用者アンケートの実施、また、利用者懇談会の実施、そして、公民館運営審議会の皆様への諮問という形で、公民館といたしましても、積極的に行ってきたところでございます。
- 皆様方におかれましては、急な諮問にもかかわらず、精力的にご審議いただき、答申をご提出いただいたことに深く感謝申し上げます。

ございます。

答申の中でもいただいているところではありますが、公民館といたしましても、市民への懇談会を実施しましたところ、懇談会の周知期間の不足や利用者の方への十分な説明ができなかったのかなという認識しております。前回の懇談会でいただいたご意見に対する回答を含め、今後、懇談会を複数回実施することを考えているところでございます。まだ、はっきりは申し上げられないんですが、2月、3月と実施したいなと思っているところでございます。

一刻も早い市民へのサービスの向上、また、市民協働の推進ということについても進めるために、東センターへの委託拡大は行ってまいりたいということで、市の方針としては変わるものではございませんが、事業運営の委託の開始時期につきましての詳細、その他、引き継ぎ等含めて、その辺の具体的な詳細については、いただいた答申内容を勘案の上、総合的、また、具体的に検討させていただいている状況が続いております。決まり次第、また改めて、ご報告させていただきたいと思っております。

なお、いただきました答申について、お話しさせていただきたいと思っております。答申の留意事項として、1から5で挙げられているところではありますが、これは貫井北センターの運営についていただいた留意事項と同じ形になっているということですので、このたびの東センターについては、委託して運営を始める場合でも、留意すべき事項として変わらないということで、こちらも認識しております。東センターを委託する場合でも留意させていただきたいと思っております。

また、問題事項として挙げられている分について、お話をさせていただきたいと思っております。1と2についてお話しさせていただきたいんですが、公民館としては、こちらについては公運審に諮るべき内容と考えておりますので、内容的にも、早急に審議を行い、正式な決定前に結論が出るものではないのかなという認識ではおりますが、私の考え方として、少しお示しさせていただければと思います。

公民館運営の中長期計画の立案となっておりますが、このことについては、私がこの4月に館長として着任してから、公民館全体の計画が必要ではないかなと考えてきたところではあります。この中長期計画につきまして、現状について少しお話しさせていただきたいと思っておりますが、市としての計画ということでは、まず、今、市の第4次小金井市基本構想という長期総合計画がございます。この基本構想を具体化するために、平成23年度から平成27年度という期間で、前期基本計画という形の実施計画が策定されています。ここでは、公民館平均利用率が横ばいか減少ということを課題として挙げ、さらなる活用が必要であるとしております。この考えに対するものとして、生涯学習推進計画により、市民ニーズを踏まえた公民館及び（仮称）当時ですが、貫井北町地域センターの整備など、活動の場の充実を図るとともに、人間性豊かな学び合いの地域づくりを目指して云々となっております。

平成23年度から平成27年度の期間において、公民館としての具体的なものとしては、仮称貫井北町地域センターの整備という形ではありましたが、根本となる公民館全体の構想については記述がないという現状がございます。この記述がないという現状について、ちょっと調べてみたんですが、前期基本計画の期間内で、まず、具体化できるものを記述しようということで、この期間内の実施計画というのは整理したのではないかなと考えています。具体的に言いますと、第2次基本構想というものがあつたんですが、そちらでは、公民館本館にかわる中央公民館と貫井北地域に分館を設置するなど、5館構想の実現に努める必要があるとされておりました。

ただ、その次の第3次基本構想では、中央公民館と5館構想というものの記述がなくなり、具体化できるものとして、貫井北地域センターが残っていったのかなと考えております。

そういった経過の中で、今年度は、第4次基本構想の後期基本計画として、再来年度、平成28年度から32年度の実施計画の策定に取りかかっているところであります。この長期総合計画の中で、公民館全体について、一定のことが盛り込めるような考えを出すことが必要だと考えているところであります。長期総合計画は、市として策定して取りまとめていくものですが、公民館運営審議会の皆様にも、公民館を取り巻く考え方などについて、情報提供できる場所はさせていただきながら、ご意見があれば参考にして、こちらをつくり上げていくことが大事なかなと思っているところであります。

そういった経過の中、平成11年の話になりますが、社会教育委員の会議では、小金井市における社会教育施設のあり方についてという答申が出ているところでございます。この答申で、公民館の部分について記載されていることを申し上げますと、本館について述べられています。本館は福社会館に間借りしているので、いずれは立ち退かなければならない。その代替としての中央公民館の設置を早急に決断をという答申があります。また、中央公民館の設置が難しい場合は、本町分館を残して、現在の学習者の意欲に応えるべきとしているとか、また、貫井北の設置が実現した場合は本町分館を廃止するということが書かれております。それぞれ時代や財政状況を見ながら、そのときの一定の議論、対応ということで、今回のように、可能なところから市民サービスの向上を図っていくということも必要だとは思いますが、第3次行財政改革大綱の実施計画で示している本館のセンター化、本町分館の考え方、今回、福社会館も建てかえという、さまざま取り巻く現状を踏まえて、一定のご意見をいただかなくてはいけないと思っているところでございます。

そういったことをして、ご協議いただいた内容を鑑みて、公民館としては、長期総合計画の策定に努めさせていただきたいと思っております。ご意見をいただくという形なので、諮問という形にはならないかもしれませんが、また近々、そういった機会を、皆様方にご協力いただきたいという考えでございます。

市としての調整の結果、最終的には、計画が変更になるということも考えられますが、私は、公民館としての一定の計画が必要であるという考えを持っております。このたび、東センターという既存の施設の運営も、市民サービス向上のため、急いできたわけですが、一方で、計画的に進めることも必要という思いはございます。そこが大体、1と2の考え方なのかなと思っております。

次に、大きく言うと、1年間通したNPOの状況を確認すべきであるという内容と受けさせていただいております。こちらについては一定の、現段階では決算見込みを、NPOも含めて、その内容について確認していきたいと考えております。また、評価につきましては、半年で皆様のご協力をいただいて評価させていただいたわけですが、こちらについては、それで終わりというわけではなく、引き続き評価していかななくてはいけないものだと当初から思っておりますので、また、時期を見て、評価なり、させていただきたいと思っております。

ほんとうに確認できるのは、終わってからでないといけないという考えはありますが、ただ、進めていくという一方でもありますので、私どもの中では、例えば並行して進んでいくという可能性もあるのかなという思いではありますが、可能な限り、皆様にいただいた答申を尊重した上で、市としての対応をさせていただきたいと思っているところでございます。

5については、先ほどご答弁申し上げたとおり、複数回させていただきたいという思いであります。

以上、今お答えできる範囲でお話しさせていただきました。市としては、やはり、方向的には東センターの委託を進めたいという考えではありますが、時期等については、まだ、検討させていただいているという状況でございます。

雑駁ですが、以上でございます。

藤井委員長

はい、わかりました。

皆さん、今、館長からの談話というかご意見で、それぞれの方が判断されるのではないかと思うんですけど、率直に言いまして、私としましては、今の話の内容で、4月1日ということについては、非常に困難だと判断しております。今の意見の内容で4月1日は無理かなと、私自身は思っているんですけども、皆さん方、もし、ご意見とか、今の館長の話の中で、ちょっとこれは理解が難しいなと思う点があれば、そういう上での発言がありましたら、この場でちょっと話し合いしてもらってもいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

どなたか、ございませんか。

今までの話の中で、大体、臨時の公運審の会を開いたときにも、考え方としては、大分、整理されていると思うんですけども、新しい言葉として、NPOの決算を決算見込みで考えたらどうかという考え方が1個出てきたわけですが、

それと、全体の中で考えてみると、懇談会、これは大きな趣旨とは若

干渉うかもしれないんですけども、やっぱり、実施して、当事者というか、利用者の方々にご理解を願うのは、ある意味では、非常に難しい問題かと。特に、前回の会議の中で出てきた利用者懇談会のメモを見させていただくと、ある意味、計画を策定するエネルギーと同じぐらいのエネルギーが要る問題かと思うんですけども、そのあたりは、算段というのか、作戦というのか、そういうものは何かお持ちですか。

前島公民館長

やっぱり、いろいろな方がいらっしゃるの、同じレベルでお話すると、わかりにくかったり、簡単過ぎたりというのがあると思うんですね。この間、初めてやったときは、そもそもNPOとは何なんだろうというお話が非常に多かったというところもありますので、そういったところを理解していただくには、やはり複数回重ねていかないといけないのかな、あるいは、両方がわかりやすいような資料をおつくりして、お渡ししていくのも必要なのかなと。したがって、何回か重ねていかないと、こちらは理解していただけないのではないかなという思いはあります。

計画のほうは、私個人的には言えますけれども、市としての考えとなると、やはり、どうしても、皆さんの審議というか、意見をいただいた上で、市で諮って決めていくという形になってしまうのかなという思いはあります。したがって、今は東センターということで、その後どうなるんだというのが一番、この後、いろいろ話になってくるんだと思うんですけど、ほんとに個人的な考えというか、個人的なことと言わせていただけるならば、先ほど申し上げたとおり、第3次行革に、本館のセンター化というのがうたわれております。したがって、その計画、実施計画を推進していくとすれば、何らかの形で本館に職員を集めて、ほかの館については、それなりの一定の運営方法を考えていかななくてはならないということがあります。

それで、今の進め方を見ていると、新しい館で貫井北センター、今度、東センターを同じNPOさんに委託したいという考えを出している。その後どうなるんだとなると、今のこの進め方だと、何らかの形で委託していくのだろうなという方向に考えているのが1つあるのかなと。ただ、その方法について、同じNPOさんにするとか、NPOにするな、委託するんだとかというのは、やはり、時々の方考え方であったりすることがどうしても出てきてしまうのかなというところがあるので、また、本館のセンター化を考えていくことと、実施できるならば、東センターを実施したところで、その状況を見ながら拡大していく——拡大というか、センター化に向かって考えをまとめていくことも必要なのかなという考えではあります。

ちょっと話がそれてしまいましたけれども、どちらも難しいんですけど、この段階については、言うなれば短期間——短期間というか、回を重ねるにしても、一定の時期で、やはり、こちらとしても、説明し尽くせたという思いになることが大事なかなと思っているところであり

計画については、やっぱり、ある程度、長いスパンで見えていかないと、なかなか、これは難しいなど。ここだけ、私だけで決められることではないなという思いです。

藤井委員長 どうですか、皆様方。

近い将来として、「本館のセンター化」という言葉も出てきたし、一東分館をNPO化することによって、ある意味、小金井市の各公民館が、大きな流れの中で、近い将来、大きな変化を遂げるのではないかというターニングポイントかもしれませんね、今のところ。

そうすると、やっぱり、冒頭、館長の話にあったように、計画の問題と絡んでくるので、これは3月末までにどうこうしようというのは非常に難しい問題だということなので、多分、皆様方も同じご意見ではないかと思うんですけども、この問題は別に、今日、明日、決着がつくわけではないし、始めの中で、開始時期は再検討の段階だという、そのニュアンスがどのくらいになるかということをご期待しておきたいと思うんですけども。

では、公民館業務の見直しについては、このあたりでいいでしょうか。最後にこれだけはどういうご意見のある方。はい、どうぞ。

亘理委員 NPOの理事でもある私が話すことではないのかもしれないのですが、私が前回に意見を申しましたのは、やはり、NPO法人の体力があるのかなという不安があったからなのです。

藤井委員長 どうですか、皆さん方。立場とかは別にして、大きな問題ですので。では、現段階ではここまでの情報ということで、報告事項の(1)を終わりたいと思います。

## (2) 都公連委員部会研修会及び運営委員会について

藤井委員長 次の報告は都公連の件ですけれども、これは資料がありましたよね。

亘理委員 私です。よろしいですか。亘理です。

都公連のほうは、4枚の資料が出ております。まず、11月22日土曜日の第2回研修会についてですが、委員部会の長老のような存在の方が「今までの研修会の中で一番おもしろかった」とおっしゃっていたように、33歳の若い研究者のてきばきとしたお話で、とても勉強になりました。お手元の第8回運営委員会の記録や研修会の記録を読んでもとわかります。「シブヤ大学」という言葉が出てきたんですが、興味のある方は、ぜひ、ホームページを検索してほしいと思います。若者自身に企画させて、活発な行動を行っているところでした。

そして、お願いですが、来週の1月31日土曜日の10時から12時15分、ちょっと長いんですけども、福生市公民館で、第3回の研修会が行われます。これは事例の発表として、ご存じと思いますが、国立市のワイガヤさん、文科省の助成金事業でありますワイガヤ青年室について、井口啓太郎さんより事例発表があります。この方も30代です。現状の若者スタイル、ニート、引きこもりなど、なぜ、そうなっているかというお話が出ると思います。

そして、講演としまして、駒澤大学教授の萩原建次郎先生、この方は40代です。事例を具体的にお話しくさるさうです。例えは、今の若者は、ゼミで飲み会すら成り立たない。それはなぜかといつたら、忙しく働いているから。働けば、褒めてもらえて、自己肯定感が得られるからという立場で見ているらっしゃる先生で、いいお話が聞けるのではないかなと思つております。

第2回目は、「小金井市、参加者ゼロですな」と言われてしまったので、第3回目の研修会、よろしくお願ひいたします。

以上です。

藤井委員長 ありがとうございます。

最近、こういう研修会で、30代、40代の若い方々が講演されるのは、全く珍しいですな。

亘理委員 はい、さうですな。

藤井委員長 今までは、どつちかといえは、公民館をやめた方とか、さういふ方々が結構多かつたんですけれども、さういふ意味では、公民館自体も、対象がだんだん下がってきたんだなという雰囲気といふのか、流れみたいのも感じますな。

亘理委員 はい。荻野先生自身も、東大の先生ですから、勉強ばかりなさつていたのか、ご自分を「オタク」とおっしゃつていて、「えーっ、どうして公民館なの、嫌だな」とか、「子供と一緒に子供の会合に出るの苦手」なんて言いながら、ご自身がとても成長していられる過程を私たちが見ることができまして、若い方の感覚でした。

藤井委員長 はい、ありがとうございます。では、次に。

山崎庶務係長 すみません、今ご説明のありました都公連第3回、1月31日の研修会の申込期限が明後日ですので、ご参加いただける方には、今お申し出をいただきたいのですが。

神島委員 私、伺います。お一人では可哀想ですから。

藤井委員長 はい、お願ひできますか。

山崎庶務係長 ありがとうございます。

清水委員 私も伺います。

山崎庶務係長 はい、ありがとうございます。よろしくお願ひします。

藤井委員長 はい、ありがとうございます。

### (3) 公民館事業の報告について

藤井委員長 では、次の公民館事業の報告について、報告等、お願ひできますか。資料は結構厚いですな。

宮澤委員 よろしいでしょうか。

藤井委員長 はい、どうぞ。

宮澤委員 本町分館なんですな、1月、2月がトイレ工事のため、9講座も強行して行われたさういふ感じがうかがわれますが、見させていただいたら、どの講座もさういふ好評のさういふので、館長さんはじめ企画実行委員の方たち、さぞかし頑張られたご様子が見えうかがわれます。大変よろしかつ

たと思いますね。特に、やはり、みんなで歌おうというのは、毎回、好評のようです。人数も大体オーバーしているぐらいで、「江戸東京の水辺散策」なんて、特にお申し込みが多かったようで、1回追加したような盛況ぶりだと、これを見て、うかがわれます。大変よかったですのではないかなと思います。2カ月間、ごゆるりとお休みくださいませ。私はそのように感じましたけど。

以上です。

藤井委員長

あと、はい、山田さん。

山田委員

ちょっとしたことですが、16ページの貫井南の「けやき学級」で、7回目のところに「班活動」とあるんですけど、班活動というのはどのようなものですか。質問です。

松本主査

貫井南分館の松本です。

班活動は、1班から4班まで分かれてもらいます。それぞれ班の中で、班長さんを中心に、主に野外に行ってみ聞を広めてくるという企画を班みずから起こして、自主的に行ってもらおうという活動でございます。

平成26年度の班活動の主な行き先、4班あるんですが、東京都薬用植物園、これは小平市にございます。それから、練馬区のほうにございます三方寺と石神井公園の歴史と銘木を訪ねる。それからもう一つはICU博物館、湯浅八郎記念館、それから井の頭公園というふうに、各班、それぞれ案を出し合っ、自主的に活動してもらおうということで、このようになっております。

以上でございます。

藤井委員長

こういう活動って、多分、実際やったのは南分館だけですよ。ほかの分館、どうですか。大体、こういう講座で、全員でというのは基本になっていたような気がするんですけどけれども、そこからまた、新しい活動の方法ということが考えられて。

山田委員

自分たちで立案というか、どこへ行くと考えて、それをやるというのはいいことです。

藤井委員長

そうですね。みんな、一緒に行こうよというような年齢層なので、その中でリーダーの方が、では、ここにしようとか、グループの中で決めるというのは、なかなか、できないような活動かとも思うんですけども。こういうのは今後のけやき学級の中でも採用されますか。

松本主査

はい。

藤井委員長

それも1回きりですか。

松本主査

いえ、毎年、必ず1回から2回は、前半、後半に分けて、必ず班活動は入れてございます。

藤井委員長

そうですか。

松本主査

はい。班活動の一番の趣旨としましては、やはり、仲間づくりが主でございますので、いろいろ話し合ってもらって、意見をまとめて、皆さんと一緒にどこかに行くということで、大体、午前中に行き、お昼は皆さん好きなどころを決めて、好きなどころで食事をして解散するというような感じでやっておりますので。でも、要望としては、毎回、班活

動は必ず入れてくれと。

藤井委員長

そうですね。

松本主査

はい。参加された方からは、感想としていただいております。

藤井委員長

わかりました。はい、山田さん。

山田委員

同じく、貫井南って結構出かけるのが多いんですけども、18ページの「そば打ち体験」、上野原に行かれたんですけども、そば打ち以外に何かやられたことってあるんですか。上野原まで出かけていったということで、近くを散策するとか。

松本主査

「そば打ち体験」は、ほぼ、そば打ちだけで帰ってまいります。市のマイクロバスで行って、行程的にも、そばを練ったり、伸ばしたり、切ったり、ゆがいて、それから、班ごとに食べる、交流するというのを含めてやりますと、ほかに出るといのは時間的にちょっと難しいことから、今のところは、ほかには行っていないという状況であります。

山田委員

そうすると、わざわざ出かけていなくても、公民館でやるとか、出かけていけば、全部、セットが用意されているみたいなことがあるからですか。

松本主査

1つは、今のところ、公民館には、そば打ちの道具、セットがないということ。それから、やはり、ふだんの生活の中で、どこかに出かけて、リフレッシュして、季節やその地域を感じて、その中でそば打ちをするというだご味、この講座では、これを一番、大切にしているところですので、できれば、出かけて行って、季節を感じて、そば打ちをして、楽しく食すると、今、考えているところでございます。

山田委員

さっきの続きなんですけど、せっかく出かけていったので、例えば会食するにしても、現地の人との交流みたいな、事前に話し合っ、何かそういうのも立案できればいいかなと今思ったんですけど。

宮澤委員

私、「そば打ち体験」というのは、去年も提案というか、発言したと思うんです。やはり、小金井市の施設を利用してされる。何も、そばにこだわらず、ここですと、武蔵野うどんというのが有名ですよ。ですから、探せばこの近辺にもあると思いますし、その講師を呼んで、うどんを緑センターとか、今、きたまちセンターがすごく立派なののでございますので、そのような方向性を考えてみるのも1つの案ではないかなと思います。去年と同じようなことが、また今年もされたんじゃないかなと、私もちょっと思ってしまったんですけども、去年の回答がありましたら、発言をやめさせていただいたんですが。

以上です。

藤井委員長

どうぞ。

神島委員

質問なんですけど、そば打ち体験に「市のマイクロバス使用」と書いてあるんですが、マイクロはどういうふうに手続きをしたら、お借りできるのか。すごい単純な話なんですけど、費用はどうなっているのか、その辺も含めて、ちょっとお教えいただければ。市にマイクロバスってあるんですか。

若藤事業係長

市ではマイクロバスを持っていません。市が業者へ運行委託しており

ます。マイクロバスは、管財課で運行管理していきまして、年間予定の中で、公民館が使用したい日を予約します。ほかの課も同じ様に使えます。大型バスだと、公民館で予算を別に立てなくてはなりません。マイクロバスについては、ただ、いろいろ条件がありまして、市の主催事業でなくてはいけないとか、25人乗りぐらいのものなので、10人以下だとだめとか、全走行距離が何キロ以内とかという条件が決まっております。そういうものを公民館の講座としてクリアしていれば使えます。

神島委員

そうすると、これは受講料が実費600円ですから、交通費は市で負担しているということなんですか。

若藤事業係長

そうですね。参加者に交通費はかかりません。

神島委員

なるほど、わかりました。ありがとうございます。

藤井委員長

はい、どうぞ。

立川委員

貫井北分館なんですけど、「レッツクリエイト！」とか若者に対する自主講座とか、北センターは市民も場所がわかっていますし、存在感もよく知られていますので、土曜日とか平日の夕方以降を使って、若年層とか、若い方とか勤めている方々に、より公民館の存在意義を広めていくことが、今後の公民館の一番力強い後押しになってくれるのかなと思いますので、北分館では、こういった方向で、力を注いでいただければなと感じました。

藤井委員長

あと、ございませんか。どうぞ。

山田委員

北分館のついでに、33ページに、「フォト&スクラップブックング」というのがありますけれども、募集15人で応募が24人ということで、結構、人気があったみたいで、一応、15人募集したんですけども、こんなに多いんだったら、もうちょっと入れてやろうかなというようなことはできなかったんですか。講師や場所の都合とか、何かあるんでしょうか。

村山貫井北分館長

貫井北分館、村山でございます。

今お話があったように、定員の15名というのは、企画の段階から協議いたしました。募集をかける前から、「フォト&スクラップブックング」、結構、認知されているキーワードになっておりますので、育児を抱えているお母さん方を対象にして、もしかしたら、応募も多いのではないかと懸念していました。ただ、その辺、講師の先生とお話をして、講師のキャパであったり、本来、これは、フォトフレームをつくることによって、お母さん方が自分を再発見するとか、自分を振り返りながら、そういう過程を含めた創作講座でして、あんまり人数が増えてしまうと、ほんとに物をつくるだけの講座になってしまうし、同じ悩みとかを抱えているお母さん方が、これを通じて知り合って、ちょっとしたコミュニティーができたらいいなという趣旨もございまして、その結果、15人になりました。あまり大きく人数を広げなかった分だけ、3回の講座だったんですけど、お母さん方が物をつくりながら、「お子さん、どうですか」とか、「育児のほう、いかがですか」とかみたいなコミュニティーがすごい活性化されて、お母さん方がアドレス交換したり、

皆さん、お友達ができたのかなという感想を持ちました。

ただ、今お話があったように、予想どおり、15人に対して応募が24人、ちょっと残念なお知らせを11人のお母さん方にしてしまったので、その辺に関しては、また、これを行うのか、そうはいつでも、講師の数を手厚くして、もうちょっと大きく、いろいろ参加の定員を増やさないといけないのかなというのは1つの課題になりました。

以上です。

山田委員 わかりました。

藤井委員長 あと、ございませんか。

#### (4) その他

##### ア 平成27年度科学の祭典の日程について

藤井委員長 では、ないようでしたら、報告事項の(4)その他、もし、ありましたら。はい、山田さん。

山田委員 報告といたしますか、今年の学芸大で開催する科学の祭典は、日程が10月4日です。

藤井委員長 10月4日。

山田委員 はい。最初、9月20日を予定していたらしいんですけども、ほかの市の催し物とかが重なって、いろいろ検討した結果、そこしかなかったということで、10月4日になりました。

藤井委員長 ということは、今まで公運審の委員が任期の最後にやっていたのが。

山田委員 最後は飾れない。次の新しい委員の方達がされることになります。

藤井委員長 そうですね。32期のメンバーは、半分が実際に作業その他はできなくなったと。だから、残った委員の方々に、また、どういうものを出すか考えておいてもらわないと、例年どおりというわけにはいかないんですよ、これ、日程的には。

山田委員 今日とか来月でなくてもいいんですけども、4月過ぎたら連絡が入るので、そのころには連絡責任者みたいなものを決めておいていただくとよろしいかと思います。

藤井委員長 そうですね。そのあたりの任務引き継ぎはやっていきたいと思えます。

山田委員 私からは以上です。

藤井委員長 ほかに。

##### イ 三者合同研修会について

若藤事業係長 連絡事項ということでお伝えいたします。

以前の会議で、口頭で申し上げただけなんですけど、今回、皆さんの資料の中にも通知として出させていただきましたが、小金井市公民館の三者合同研修会、公民館運営審議会、企画実行委員、職員、この三者の合同研修会ということで、来月2月3日の火曜日の午後2時から4時ということで開催を予定しております。今回、本館が当番ということで、こちらの学習室のABで行う予定でございます。

テーマ等、以前、詳しく申し上げませんでしたでしたが、今回は、「教育委員会の制度の見直しで公民館はどう変わるのか」というテーマで、これは昨年の6月に、国会で地方教育行政の組織及び運営に関する法律、略して地教行法の一部が改正され、今年の4月1日から施行されます。この法律、内容について、子どももまだ勉強不足で、よく理解していない部分もあります。公民館にかかわる皆様も、この法律について、詳しくおわかりにならないかと思しますので、この法律の内容と改正の趣旨とか、あるいは教育委員会の制度の見直しで、公民館がどのように変わるか、影響を受けるかといった部分を一緒に学びましょうと企画いたしました。講師は、長澤成次さんといひまして、現在、千葉大学の教育学部の教授をされている方です。このテーマに非常にお詳しい方ということで、お願いをしましたところ、ご快諾いただきました。2時間の研修会なのですが、講師のお話の後、三者の交流を目的として、そんなに時間もとれないんですけども、グループに分かれまして、講師のお話についての感想とか疑問とかを皆さんでお話しいただく予定です。グループ分けの関係もございます。こちらで準備しなくてはいけないので、もし、今日の時点で、出席、欠席がおわかりになっている方につきましては、この場でご返事いただきたいと思ひます。

委員（7名）  
若藤事業係長

（出席します。（挙手））

はい。ありがとうございます。では、現在、7名の方がご出席ということで、もし、また出席されたいとか、あるいはご都合が悪くなったということであれば、本館にご連絡いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

藤井委員長

はい、ありがとうございます。

これは全体的には公民館の部分だけの講義になるわけですね。

若藤事業係長

そうですね。教育長の任命とか、いろいろちょっと細かいところも含まれますが。

教育委員会制度の中の公民館の部分が主にどう変わるかということに比重を置いて、お話しいただきたいと思ひます。全体をお話ししないと、なかなか、そのあたりもわからないかと思ひますので。

藤井委員長

では、これは来月3日、午後2時からです。7名の方、よろしくお願ひいたします。

では、次。

前島公民館長

また、東センターの話になってしまうんですけど、先ほど開始時期のお話をさせていただいたんですが、ここまでお話しするのかなと思ひているのが、実は、2月3日に厚生文教委員会が開催されます。その時点で、もしかしたら、市の考えということで、時期も含めてお話しする形になるかもしれません。その前に公運審が開かれるということはないので、ちょっと、そこだけお知らせしておこうかなと思ひまして、今、発言させていただきました。

藤井委員長

出るかどうか、問題なんでしょう。再検討、4月にしましょうとか、

では、ちょっと延ばそうかという決定が出るかどうかは。

前島公民館長 ほぼ、今、そこに向かって検討させていただいているところで、出るほうが大きいのかなと思っています。

藤井委員長 そうなんですか。はい、わかりました。

## 2 審議事項

### (1) 公民館事業の計画について

藤井委員長 では、審議事項で、(1)公民館事業の計画について。これも資料がありますから、これでいきましょうか。

貫井北センターまつりですけれども、この時期というのは、これですと続けていく予定ですか。

村山貫井北分館長 今後ですか。

藤井委員長 はい。

村山貫井北分館長 今年に限っては3月に開催しましたが、来年度以降は、決定ではないのですけれども、秋頃をめどに検討しています。

藤井委員長 もう少し、前半のほうにね。

村山貫井北分館長 はい、そうですね。

亘理委員長 すみません。これは、3月28、29ではないのですか。

村山貫井北分館長 失礼いたしました。28日土曜日と29日の日曜日です。

神島委員長 質問なんですが。

藤井委員長 はい、どうぞ。

神島委員長 北分館は、定期的に行う体操教室等は随時募集していらっしゃるのですか。その辺、ちょっと教えていただけますか。

村山貫井北分館長 随時ではなくて、今のところ、健康づくりであったり、認知症というか、福祉関係の講座のときに、実は企画実行委員の方とお話し合ったり、体操するとか、ダンスであったり、体を動かす講座を企画しております。

神島委員長 同じメンバーの方が定期的に行っているようなので、ロビーみたいなところで、そういった催しをやっていらっしゃるのかなと思いました。そういうことはないのですか。

村山貫井北分館長 それはないです。

神島委員長 では、どこか決まったお部屋で、体操とかをやっていらっしゃるということですか。

村山貫井北分館長 そうですね。北町ホールをご利用の体操の講座のことでしょうか。

もしかしたら、サークルさんの中での体験の教室かもしれません。

藤井委員長 年度内の計画も終盤かと思います。各公民館、年度末も近づいているので、来月頃から、来年度のいろいろな講座の案についてミーティングされる時期かと思うんですけれども、大体これで、特に北分館の職員の方なども、1年間経験されて、年間のスケジュールリングなどもわかってこられたかと思います。また、来年度、各公民館で、市民の方に喜んでいただける、楽しい、人気のある講座をつくっていただければと思います。

神島委員長 耐震性が悪いということで、この建物、福祉会館自身を建てかえのお話が出ているようなんですが、委員長さんには、そのニュースとかは、

まだ入っていらっしやらないですか。

藤井委員長  
神島委員

多分、皆さん方と同じレベルだと思うんですけども。  
やはり、利用者のことを考えて、できるだけ効率のよい建物をおつくりいただくように、市民の意見とかも聞いていただけたらいいのかなと思うんですけど。建物はここからほかへ移転しますということでしょうか。

前島公民館長

そうですね。今決まっているのは、市としてはという表現の仕方になるんですけど、シャトーのマンションがありますね。あの隣に駐車場があるんですが。

神島委員  
前島公民館長

以前、警察署があったところですね。  
そうです、そうです。あそこに福祉会館を新たに建てるという話で、市として決めたということになっています。その中に入るものについては、福祉に特化したものという考えで、今、進んでいます。ということは、公民館の本館が今の計画には入っていないという形なんですね。ですから、今、うちのほうも、事業というか、どの程度の方が利用されているかというのを把握し、情報を集めております。

神島委員  
前島公民館長

そうですね、一番大事なことですよね。  
それで、その後はまた、福祉保健部とも調整しなくてはいけないんですけども、どのように運営していくかというのは、また、そこで話をさせていただきたいと考えているところで、先ほど東センターの関係のところちょっと申し上げたんですけど、やはり、もともと、公民館本館というのが、どうも本館単独ではつくれなかったの、それで福祉会館の中に入り込んでいるという考えがあるもの、もともと、福祉会館というのは、やはり福祉に特化したものにすべきという考えがあります。今は、そういう形で進んでいます。

その件についてのパブリックコメントはしているんですけども、皆様、なかなか、そこまでご存知ないのかなという思いが確かにある。公民館としては、福祉に特化するということは市としての考えなので、それはそれで理解はしていますけれども、ここで活動されている方に対してどうするかというのは、また、調整させてもらうという立場で、今、進んでいます。今、データを集めているところなので、また、今後ご意見を伺う時期がきましたら伺おうかと思いますが、その節はよろしくお願いたします。

神島委員  
藤井委員長

わかりました。  
ということは、今のところは、本館がどこへも行き場がないという理解でいいわけですね。

神島委員  
前島公民館長

いわゆる公民館を、今度、建てていただくかですね。  
先ほど、長期総合計画に。

神島委員

福祉会館をつくるという、趣旨が福祉会館だと市がおっしゃるなら、では、公民館はどうするのかと。だめだということになりますと、やはり、新しく、駅の近くに公民館としての存在のあるものをつくっていただくように、お骨折りいただくしかないんですよ。今入っている人

を出すということは、やはり、それだけの器がないと困りますでしょう。だから、ひとつご努力のほどをお知らせください。

前島公民館長

そうですね。先ほど申し上げたとおり、公民館を取り巻くいろいろな状況がここで急展開しているところがあるので、すぐに中央公民館ができるとかできないとか、なかなか、そういう話にならないとは思いますが、ご存じのとおり、中央図書館というの、ずーっと計画には載っているんですけど、一切、話が出ていないのと同じで、財政的にも、土地的にも、なかなか難しいところがあるので、ただ、検討していかなくてはいけないということはあると思うので、そこについても、すぐにどうのこうのという話になると、暫定的にどこかみたいな考えというのはどうしても出てきてしまうと思うんですが、そこら辺、中長期的に考えていかなければと思っています。

神島委員

そうですね、お願いします。

藤井委員長

次は(2)の公民館手帳(案)についての議題にうつります。

## (2) 小金井市公民館手帳(案)について

藤井委員長

では、ずっと長い間、メインになって準備をしていただいた山田さんにご説明をお願いしたいと思います。資料は、公民館手帳(案)で、全体では第7章ぐらいになるんですけども、本日は、手元の資料にありますように、目次でいうと、11ページの第1章、第2章、第3章というところを山田さんから説明と解説という形で進めていきましょか。

では、山田さん、お願いできますか。

山田委員

まず、表紙を見ていただきたいんですけども、タイトルを、一応、「公民館手帳」としたんですけど、前に出したときは、裏に書いてある「公民館運営参考資料集」になっていて、私と委員長と公民館の長堀さんで話をして、これはちょっとかたいんじゃないかということで、「公民館手帳」という案が出たので、こういう名前にしたんですけども、名前は、これができる頃でいいんですけども、考えておいてください。参考にした他市のものは「公民館ハンドブック」になっていたんですけども、それとかぶらないように、何かいいタイトルがありましたらお願いします。

それから、表に出ているのは、できた当時の公民館の版画なんですけど、これと写真バージョンというのがあるんですけど、私は趣味で版画のほうをこっちに載せたんですけど、これもどっちでもいいと思います。皆さんにお選びいただければと。

神島委員

素敵、上手にできていますね。

山田委員

多分、著作権は教育委員会だと思いますが、多分、教育委員会は、いいと思うので。裏をめくってもらって、公民館の歌の下に書いてあるんですけども、昭和28年というのは、ちょっと確かではないんですね。というのは、実際にこれが彫られたのが28年かどうかわからないんですが、公民館ができたのが28年。この版画は小学生の作品だと聞いています。

神島委員 これ、版画のほうがすごいかわいくていいですね。

山田委員 それで、どちらでも選べますので、これも最後でいいですから、写真にするか、版画にするか、あるいはまた別の推薦のものでも結構ですし。

あとは目次があって、「はじめに」という文章はちょっと書いてあるので、これも、ご意見があれば、お聞かせいただきたいと思います。

それから次のページをめくって、第1章「公民館の歴史」というのがありまして、1. 公民館の歴史的背景、これはよく研修会なんかでも、いろいろな先生から話を聞いているんですけども、いろいろなところから引っ張ってきたものをそのまま載せています。

それから、2. 公民館をめぐる年表というのは、資料をいただいたとき、小金井市に関しては、もっといろいろあったんですけども、これをあんまり入れてしまうと、全国的なもの和小金井市のものを対比させているので、バランスがとれなくて、白い部分が多くなってしまいますので、小金井市の昔を削りました。

神島委員 でも、わかりやすく、とてもいいと思います。

山田委員 実はこれと、前にも言ったんですけども、福生市のハンドブックと、これと、あと、「小金井市の教育」という冊子とか、そういうものを参考にしています。削った内容は、視聴覚ライブラリーを公民館に設置したことですね。市民大学講座を開設したとか、「市民大学講座」を「市民講座」に名称変更したとか、小金井市は全国大会で公民館の歌を合唱したとかというのもあったんですけども、そういうのを入れていくと結構増えてくるので、5ページの一番上に書いてあります〔参照〕というところで、詳しいことは、平成5年に「公民館40年の歩み」というのが出ていますので、多分、その中に書いてあると思います。私、実物は見えていないんですけども、多分、ここに詳しく出ている。

ざっと言うと、小金井市に公民館ができたのは昭和28年ですね。旧役場庁舎と書いてありますが、旧役場庁舎というのはどこかというところなんです。旧役場庁舎といって私が知っているのは、今の第一庁舎ですか、あちらのほうしか知らないんですけども、ここにあったらしいんです。その前の年ぐらいい向こうの庁舎ができたので、ここがあいたから、公民館にしたということらしいです。

3ページの上から3マス目のところに、（昭和43年）、福社会館の中に公民館を設置し、公民館条例を全面改正とあるんですけども、ですから、この年に、この建物ができたということですね。さっきもあったんですけども、福社会館メインで、福社会館の中に公民館を設置したということです。

さっき言ったように、「公民館40年の歩み」というのがあって、その後は何もつくっていないみたいですね。ということで、一応、年表を載せて、5ページの「公民館40年の歩み」を見れば、流れがわかりますということですね。

それから、上のほうは、参考にした他市のものを書いてあった第49回関東甲信越静公民館研究大会の基調講演資料ですね。それに、全国的

な社会教育全体の年表が出ていたんだと思います。

それから、5ページの3番、「三多摩テーゼ」というのは、今の年表の中に、〇〇テーゼというのがいろいろあるんですけども、東京都の公民館の集まりに行くと、よく「三多摩テーゼ」という言葉が出てきて、私、最初、行ったときに、何回も出てくるんですけども、三多摩テーゼって何だというのがよくわからなくて疑問に思ったので、三多摩テーゼそのものの内容ではないんですけども、インターネットとかを調べて、ここにまとめてあります。

それから、次の6ページが第2章「小金井市公民館の位置づけ」、組織的にはどうなっているかということで、教育委員会の中にあるということですね。

それから、2. 法的側面からみた公民館ということで、小金井市の条例で、公民館の設置の目的、これも私が最初、この委員になったときに不思議に思ったんですけども、何に基づいているかというところ、社会教育法第20条に規定する目的を達成するために公民館を設置すると、小金井市公民館条例にも書いてあります。小金井市教育委員会は、管理して、(1)から(7)までのようなことを実践するということですね。社会教育法第20条というのは、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」となったものです。

7ページは、3. 教育機関とはということで、教育機関の定義ですね。公民館というのは教育機関に位置づけられているので、一応、教育機関というのは何かというのは、文科省が出している「公民館」という冊子から入れました。

それから、第3章「公民館とは」というので、1. 公民館についてと一番上に書いてある、屋根がついて3本の柱というのは、1の公民館の歴史とも関係するんですけども、これはよく研修なんかで話を聞くとときに出される絵、こんな絵を描いて説明しています。

2. 公民館のあるべき姿、多分、こういうものからとったんだと思います。

3. 公民館はどんなところ？というところと、あと、9ページの4. 公民館と地域会館ということで、公民館というのは、教育委員会の管理する教育施設であり、社会教育法、地方行政の組織及び運営に関する法律などに規定されている「教育機関」である。それに対して、地域会館とか集会所、社会教育類似施設と言われているんですけども、これは、いろいろな市によって、いろいろな条例があって、目的なんかはまちまちですけども、小金井市の場合は、市民会館とか、市民集会所とか、小金井市東小金井駅開設記念会館「マロンホール」、そういうものの条例で、一応、設置目的は書かれています。

一番下のほうに、このほか全国には住民達が資金を出し合って、集落

毎に公民館に似た機能を持つ施設を設置・運営している場合があります、この様な施設を「自治公民館」という。これも公民館の冊子に出ていたものです。

都市と地方、山間部とか、そういうところで、公民館の重みというのは全然違うんです。地方に行くと、寄り合いみたいなことで、地域のやることをみんなで決めたりしているのが、この自治公民館というものだと思います。

それから5. 地域住民に向けて公民館からの情報発信。小金井市の場合は、「月刊こうみんかん」、毎月発行で、多分、町内回覧だと思います。それから、その他としては、小金井市ホームページから、学ぶ何かというところからリンクできると思います。あと、小金井市報に公民館の講座のお知らせなんかは出ております。

6. 公民館で行う講座とはというのは、どうやって立案しているかというところが書いてあります。

それから、7. 利用者懇談会。これはあまり書いていないんですけども、今、多分、全館ではないと思うので、現在は一部の館で行われているということですけども、全館実施の方向というのを入れてくださいと言われたので、それを入れました。

8. 公民館利用団体の要件。どんな団体が利用できるかというのは、小金井市公民館使用団体登録要領に書いてあります。

それから9. 公民館基本方針。公民館の基本方針については、30期の公民館運営審議会委員が決めたのですよね。山崎さん。

山崎庶務係長

公民館運営審議会委員の方から基本方針の作成の提案が出て、企画実行委員、職員の意見も反映されたものとして完成したと聞いています。

山田委員

はい、そのことも含めて記載します。ですが、30期以降の委員には配付されていないので、作成後不明にならないよう、ここに記載してまとめておけば、過去の委員が作成したものとして確認できるようにとの思いもあります。

山崎庶務係長

基本方針完成後の毎年の「事業のまとめ」には、掲載されています。

山田委員

それから11ページ、最後のページの10. 事業評価のところですが、社会教育法第32条に「公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」努力目標として定められています。小金井市の現状は、まだ全体では行われていないと聞いています。第7章 参考資料のところ、評価シートの例を載せてあります。それは案というふうに聞いています。一応評価シートに従って企画実行委員が評価するという事になっているそうです。

11、変化する社会と公民館の役割、これについては、文部科学省の冊子の内容を載せました。

藤井委員長

年表ですが、公民館運営審議会の会議が始まったのがいつかについては、記載しておいた方がよいですね。現在32期ですね。

最初から公民館運営審議会委員はあったのですか。

山崎庶務係長 公民館運営審議会委員と社会教育委員の会議が兼職だった時期があります。正確な時期は資料を確認しなければわかりませんので、持っ  
てまいります。（退出して、資料を持参する。）

第1期公民館運営審議会委員は昭和28年5月から委嘱されていますが、第5期（昭和36年から）から第12期（昭和52年まで）が第1期から8期までの社会教育委員を兼任しています。

藤井委員長 この手帳は公民館運営審議会委員がつくるので、その発足時期を記載しておけばよいですね。

山田委員 この頃は、社会教育法では「公民館運営審議会を置かないといけない」だったので、公民館設立と同時に設置されたと思います。

佐々木副委員長 現在は公民館運営審議会は「置くことができます。」です。

小島委員 5ページの「三多摩テーゼ」ですが、四つの役割、七つの原則ですが、ここは略になっていますが、略さない方がよいと思います。

山田委員 はい。

藤井委員長 市民集会所については、具体名を書いて等々と書いた方が、読んだ方がわかりいいのではないかと思います。十何箇所かありますよね。

あと、小金井市にはないのですが、コミュニティセンターについて、どこかで、記載しませんか。

山田委員 各自治体によって条例があって、かつて学習会で教わったのが武蔵野市の場合はわかるのですが。それから、生涯学習センターについても、この前の学習で出た立川市の場合がここには書いてあります。私が入手できる資料は武蔵野市と立川市の場合だけです。

藤井委員長 それでいいのではないですか。小金井市にはないが、他市にはこのようなものもあるということで。研究大会や研修に出たときに必ず出てくる言葉ですよ。私たちにはわからないですよ。

神島委員 これは、常時持ち歩けるように小さい版にするのですか。「手帳」としてあるのは案ですか。

山田委員 名前はどうにでもなります。私が公民館運営審議会委員に初めてなった際にわからなかったことを、次回の委員のために、手引きのような形で提案しているものなので、名前にはこだわりません。

神島委員 手引きですね。呼び名が違って、さまざまな親切な施設があること等、いろいろ入れてはいかがですか。

佐々木副委員長 呼び名が違うだけでなく、公民館ではないことによって、法的な位置づけも変わってくるので、重要なことですよ。

神島委員 時代のニーズに応じて変化していくわけですから、いろいろなことを入れながら、読みやすいものにしていけばよいのではないかと思います。

山田委員 ちなみに、コミュニティセンターは、国民生活審議会コミュニティ問題小委員会答申が1969年に出ていて、その中で「人間性を回復する場としての地域社会、コミュニティを形成する場」となっていて、生涯学習センターについては、1990年に生涯学習の振興のための施策の整備に関する法律いわゆる生涯学習振興法というのが制定されて、それ

からいろいろな自治体で設立されたものです。

藤井委員長  
佐々木副委員長

よく似ているものは書いておいたほうがよいと思います。

4月1日で新しい法律が施行されるので、6ページの組織図ですが、教育長が教育委員会の代表者になって、一体となる。首長と教育委員会の間に総合教育会議ができて、教育委員会の基本方針をつくることになる。4月1日を想定してつくった方が良いですね。ホームページにも出ていますので。

前島公民館長

補足なのですが、現教育長が任期の期間は現行の法律に基づくものままでいき、任期が満了して新教育長が着任するときに変更となることになっています。しかし、この案は将来的に使っていくものなので、改正後のものを反映させたようにうまく書いていただいた方がよろしいかと思うのですが。

佐々木副委員長

4月1日で任期はそのままですよね。でも権限はどのなのでしょう。あと7ページですが、今の法律ですと「教育長の推薦により」は、変わりますので。教育委員会の代表者が教育長になってしまうので。

気がついたところだけですが。

藤井委員長

あと、皆さん、山田委員の説明の中で何かご意見ありませんか。

あと、9ページに公民館からの情報発信、ここ、具体的に書けないでしょうか。例えば講座の紹介とか。

山田委員

記事の一例とか。

藤井委員長

ホームページの一例とか。ホームページに何が載っているかほしいのですが。ホームページを開いてから、たどり着くまでの方法は要らないから、その先に掲載されているもの。会議録載っていますよね。何か一つか二つ具体的に。市報のところに公民館講座のお知らせと載っているように、月刊こうみんかんのところにもお願いできませんか。

山田委員

「私の散歩道」とかですか、「愛読書」とかですか。

佐々木副委員長

8ページの教育委員会の図で三つの柱で平和と民主主義の柱で重要なものなのですが、これは1ページのできたときの構想に入れておいたほうがよいのではないですか。今、これが公民館の役割なのかなと思ってしまうのでは。小金井市としては、これをずっと大事にしておくということでしたら、それはそれでよいかと思うのですが。

山田委員

これは、他市のところでここに載っていたので参考にしました。

佐々木副委員長

例えば、「つどう」、「まなぶ」、「むすぶ」とか、こういう形のほうが今の形に合っているのではないかと。

神島委員

ガバナンスみたいに重なる部分があって協調性がある形ですね。

藤井委員長

11ページの「変化する公民館の役割」に持ってきて、強調してもよろしいのではないですか。震災のときの公民館の役割とかあったので。

それでは、この問題は重要なので、次回の審議会のときに、今回の審議で変更したところを確認しながら、引き続き審議を続けていきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。